

# 「性的な被害を申告することの困難さ」の調査実施実現に向けた要望書

2025年5月22日

一般社団法人 Spring  
東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階  
E-mail: lobbying@spring-voice.org

平素より性犯罪・性暴力の対策強化にご尽力を賜り、深く感謝申し上げます。私たちは、性被害当事者が生きやすい社会を作るために活動する、性被害当事者および支援者の団体です。

2023年6月、刑法性犯罪が「同意しない意思」の形成、表明、全うが困難な状態を中核的要件とする処罰規定へと改正されたことは、私たちにとって大きな希望となりました。一方で、公訴時効の見直しが不十分だった点については大きな落胆を感じております。性被害は申告が困難であり、幼少期の場合は性被害に気付かない、成人後でも甚大な精神的外傷により記憶を喪失してしまうといった理由から、訴え出るまでに20~40年を要する場合もあります。改正刑法の附則第20条2項には、「性的な被害を申告することの困難さその他の性的な被害の実態について、必要な調査を行う」と明記されております。

私たちは、附則における事項が適切に履行されることにより、性暴力被害の実態をより明らかにしていただきたく、すみやかに調査がなされるよう法務省に要望してまいります。その上で、下記について稻田議員からもぜひ後押しをいただけますよう、ご検討を何卒お願い申し上げます。

## — 要望事項 —

1. 附則第20条2項に従い、「性的な被害を申告することの困難さ」に関する実態調査についてのスケジュールを明確にすること。
2. 上記実態調査を行うにあたっては、近年行われたNHK等の実態調査やドイツ等諸外国の実態調査（※別紙）を参考にして、現在の日本の状況に沿った形で実証性の高い調査となるようにすること。
3. 実態調査の調査手法や調査項目を検討する際は、私たち被害当事者の意見を十分に踏まえたものとなるよう、必要な措置を講じること。
4. 調査項目については特に下記の内容について盛り込むこと。
  - (1) 加害者も証拠もはっきりしているにも関わらず公訴期間が過ぎて起訴できない事案の実態
  - (2) 長期間被害の申告が困難であった事案の背景（※次頁参照）
    - ①被害後の状態
    - ②二次的被害について
    - ③社会の中の誤った認識の内在化について
5. 4の調査の実施にあたっては、法務省と関係省庁間の連携をはかること。（※次頁参照）
6. 調査に伴い、申告をした被害者が必要な治療、適切な心理的支援・福祉的支援・就労支援等に繋がれるよう、被害者支援の体制をさらに強化すべく、関係省庁間の連携をはかること。

以上

## 要望項目 4 – (2) について

### (2) 長期間被害の申告が困難であった事案の背景

#### ①被害後の状態

- ・PTSDの症状はあるかどうかを明らかにする項目
- ・トラウマ治療につながったかどうかを明らかにする項目
- ・トラウマ治療を継続しているかどうかを明らかにする項目
- ・トラウマ治療につながらなかったとしたらその要因はなにかを明らかにする項目  
(自由回答の中から抽出あるいは「経済的問題」「情報がなかった」等の選択肢を示す等)
- ・トラウマ治療を中断したとしたらその要因はなにかを明らかにする項目  
(自由回答の中から抽出あるいは「経済的問題」「治療が合わなかった」等の選択肢を示す等)

#### ②二次的被害について

- ・周りの人のどんな言葉かけがあなたの申告を困難にさせたかを明らかにする項目  
(自由回答の中から抽出あるいは選択肢を示す等)

#### ③社会の中の誤った認識の内在化について

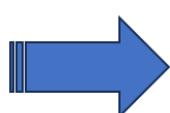
- ・自分のなかのどんな考えが、被害の申告をとどまらせたかを明らかにする項目  
(自由回答の中から抽出あるいは選択肢を示す等)

## 要望項目 5 について

### 「性的な被害を申告することの困難さ」の実態調査の実施主体について（案）

<海外の調査>

法務省



海外調査・視察

※関係省庁にも協力連携依頼

### 海外の実態調査の状況

(スイス/ノルウェー/ドイツ/フランス/韓国など)

### 海外の公訴時効がない国・ 地域の証拠認定の状況

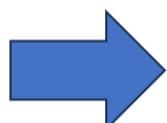
(英国/カナダ/米国ミシガン州・ニューヨーク州・カリフォルニア州など)

委託

<国内の調査>

(性的被害申告困難事例に関する独立調査員会 cf. 下記1)

民間調査機関



協力依頼

### 専門学識機関

(武蔵野大学心理臨床センター小西聖子教授、  
上智大学総合人間科学部心理学科 斎藤梓准教授  
日本女子大学人間社会学部 大沢真知子名誉教授など)

### 被害者支援団体

(性暴力ワントップ支援センターなど)

※被害当事者団体からの意見を反映させる仕組みも確保  
(政府の諮問機関「サバイバー評議会」 cf. 下記2)

cf.1 ドイツ政府は2016年に「子どもへの性的虐待に関する独立調査委員会」を設立した。

cf.2 ドイツ政府は2015年に性被害当事者で構成する政府の諮問機関「サバイバー評議会」を設置した。

## 別紙 ドイツにおける性被害の実態調査について

### <概要>

ドイツでは 2010 年に発覚した大規模な性的虐待事件を発端に、性被害を受けたにも関わらず長期間申告が困難だった方の実態調査を行うべきとの機運が高まり、政府主導で実態調査が開始され、その結果をエビデンスとして 2016 年に公訴時効の改正がなされた。

### <経過>

- 2010 年 ドイツ政府が「小児期の性的虐待に関する円卓会議」設立  
「児童の性的虐待を再検討するための独立委員会」(USBKM) の窓口開設
- 2015 年 ドイツ政府による「サバイバー（被害当事者）評議会」設立
- 2016 年 独立調査委員会設立

調査委員会が設けたコールセンターには約 18,000 回のアクセスがあり、約 5000 件の実証可能なデータより以下の実態<sup>1</sup>が明らかとなった。

- ①性犯罪においては、未成年の被害者はしばしば刑法的な処罰のために力を尽くすことができず、成年に達したときには犯罪の時効が差し迫りうる状況である
- ②とりわけ、児童の性的虐待はしばしば児童が依存している環境、すなわち、家庭や学校、被害者の身近で起こることから、かかる依存性が終結した後に告訴の決定を行うための十分な時間が必要である
- ③児童や少年の、家族やその他の環境に対する依存関係は成人(満 18 歳)で終わるとは限らず、性犯罪の被害者が 20 代後半になるまで家族的、社会的、物質的に行行為者に依存している状況がままある
- ④被害者が行為時に小さな子どもであったときには、トラウマと結びつく記憶喪失や普通の忘却により虐待を忘れていることがままあること、またたとえ行為についての記憶が抑圧等されていなかつたとしても、性的虐待は、たとえば、抑鬱症や不安障害<sup>2</sup>のように、多くの被害者を麻痺させうる
- ⑤子どもの被害者は多くの場合行為者により行為について話さないよう仕向けられ、虐待の経験を外部で話せるようになるには長い年月が必要である
- ⑥児童の性虐待の被害者のためのコールセンターに問い合わせた人の平均年齢が 46 歳であった

とくに⑥が改正の大きな根拠となった。

<sup>1</sup> 佐藤陽子著「ドイツにおける性犯罪規定」刑事法ジャーナル 45 号 99・100 頁(2015 年・成文堂)

<sup>2</sup> 調査当時、PTSD などトラウマに起因する精神疾患は不安障害の一つとされていた

## 別紙1つづき ドイツの実態調査について<sup>3</sup>

### <調査の流れ>

- 性的虐待の当事者及びその親族や、性的虐待について周囲で気がついた人は、郵便やFAX、Eメール、問い合わせフォーム、無料ダイヤルの電話で届け出ることができる。
- 中心となったのは電話の窓口。心理学、社会教育学、医学、相談員(Beratung)からなるチームが、受付時間において電話を受ける。
- 電話に対応するすべてのメンバーは、長年仕事で性的虐待を扱った経験を有しており、電話受付の活動について特別に訓練を受けている。
- 質問や批判、提案は内々の会話で個人的に受け止められ、電話をかけてきた人が同意をすれば、匿名で文書化されることになる。
- 治療上の又は法的な助言は行われないが、いずれにせよ希望があれば、援助や支援の可能性が示される。

### <調査の学問的保証>

調査主体 ウルム大学病院の児童及び少年の精神医学・精神療法病院

指揮者 ドクター・Jörg M Fegert 教授

調査方法 Critical Incident Reporting System(CIRS):重要インシデント報告システム

完全に匿名化された定性分析及び、異なった経験及び政治や公共への願望の量的・質的分析と解説

- 専門家は、電話中または電話後の会話内容をUBSKMのウェブベース・プラットフォーム上の調査票に記録します。
- さしあたり自由な資料整理のあとに、把握された内容（たとえば、性的虐待の背景、種類や程度）が専門家によって規定されたカテゴリーに登録される。
- 電話をした人のメッセージは動的なプロセスにおいて再三精査され、要約され、現実化され、独立委員会のウェブサイト上で「人の声」「よくある質問」「テーマ」といったメニュー項目の下で可視化される。
- 当事者はそのように性的虐待というテーマについての公の議論を追求すること、そしてそれに影響を及ぼすことができる。
- また、手紙や電話において、公にされたその結果を引き合いにだすことができ、CIRSの望ましいフィードバックの輪が生まれる。
- これまでの経験でわかったことは、問い合わせ窓口の学問的なサポート用に、ダイナミックなCIRSを構築するというこのコンセプトは、実際にうまく機能しているということである。

### <電話をした人についての情報>

- 2011年8月31日の随伴研究の調査終了でもって、電話窓口には17,565回の電話がシステムによって自動的に登録され、9,735回の会話が実際に行われ、そのうち8,845件のデータレコードが調査票に使われた。
- そこから全部で4,725件の活用可能なデータを得ることができた。
- お試しの電話や冷やかしの電話のような繰り返しの電話は評価から外された。
- 電話をした人の33,5%が男性であり、66,5%が女性であり、彼らの年齢層は6歳～89歳で、平均値は46歳であった。
- 66%が自らが性的虐待の当事者であると報告し、16%が当事者と接した人であると報告し、0,7%が自らが行為者であると報告し、さらに0,5%は行為者と接した人であると告げた。
- 最終的に17%が性的虐待とは異なる理由であった。

<sup>3</sup> [Opferbelange+und+Kriminalpolitik \(被害者の重要性と刑事政策\) 「月刊 刑事犯罪学と刑事法改正」 2011年、474頁以下](#)